

自転車使用時の注意事項

令和5年4月1日より
全年齢に自転車の**乗車用ヘルメット**の
着用努力義務が課されました。



ヘルメットを着用していれば、**半数近い割合**で助かったいのちがあります。



自転車盗難の大半は「**無施錠**」によるものです。
「盗まれた」と言う前に**施錠**しましょう！
無施錠の自転車を使用することは「**窃盗罪**」、
無施錠で長期間放置されていたからといっても「**占有離脱物横領罪**」に該当します。

傘さし運転、スマホしながらの運転等、危険運転行為はやめましょう！

